

●香川県監査委員公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月7日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 人事委員会事務局
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 支出について 県外旅費について、経路検索を誤り過大に支給されているものがあった。	ア 支出について 経路検索誤りにより過大に支給されていた旅費については、直ちに戻入を行った。また、職員に対して、旅費システムでの経路検索方法について周知を行った。